

平成 25 年 5 月

玉掛け技能講習会開催のご案内

東京労働局長 登録安第 1 1 5 号 主催：(一社) 大田労働基準協会
協賛：(一社) 三田労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会
渋谷労働基準協会

労働安全衛生法 61 条に事業者はつり上げ荷重 1 トン以上のクレーン等玉掛け業務を行う者は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないとなっております。

つきましては、今般玉掛け業務の未経験者を対象とした玉掛け技能講習を下記日程にて開催することと致しましたので、この機会に適任者の受講方について格別のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

I 学科講習

1、 日時・会場

平成 25 年 7 月 24 日 (水)・25 日 (木)
法人ビル 4F (大田区蒲田 5-40-1 大田労働基準協会入居ビル)

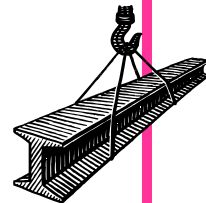
第 1 日目 9:00~17:10 (両日とも受付開始 8:45)

第 2 日目 9:00~17:10 (予定) <学科試験含む>

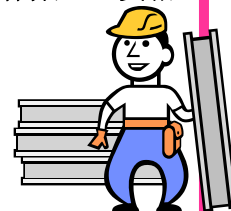
2、 講習科目 法令に定められた科目

3、 定員 30 名

4、 テキスト 玉掛け作業者必携



玉掛け作業には資格が必要です



玉掛けとは

ワイヤーロープ やチェーンその他の玉掛け用具を用いて荷をクレーン等のつり具に掛けたり、外したりする作業をいう。

III 受講料

受講料 23,000 円 テキスト代 1,600 円

(但し、大田・三田・品川・渋谷労働基準協会の会員のテキストは協会で準備します。)

IV 受講申込受付

定員 30 名(先着順)